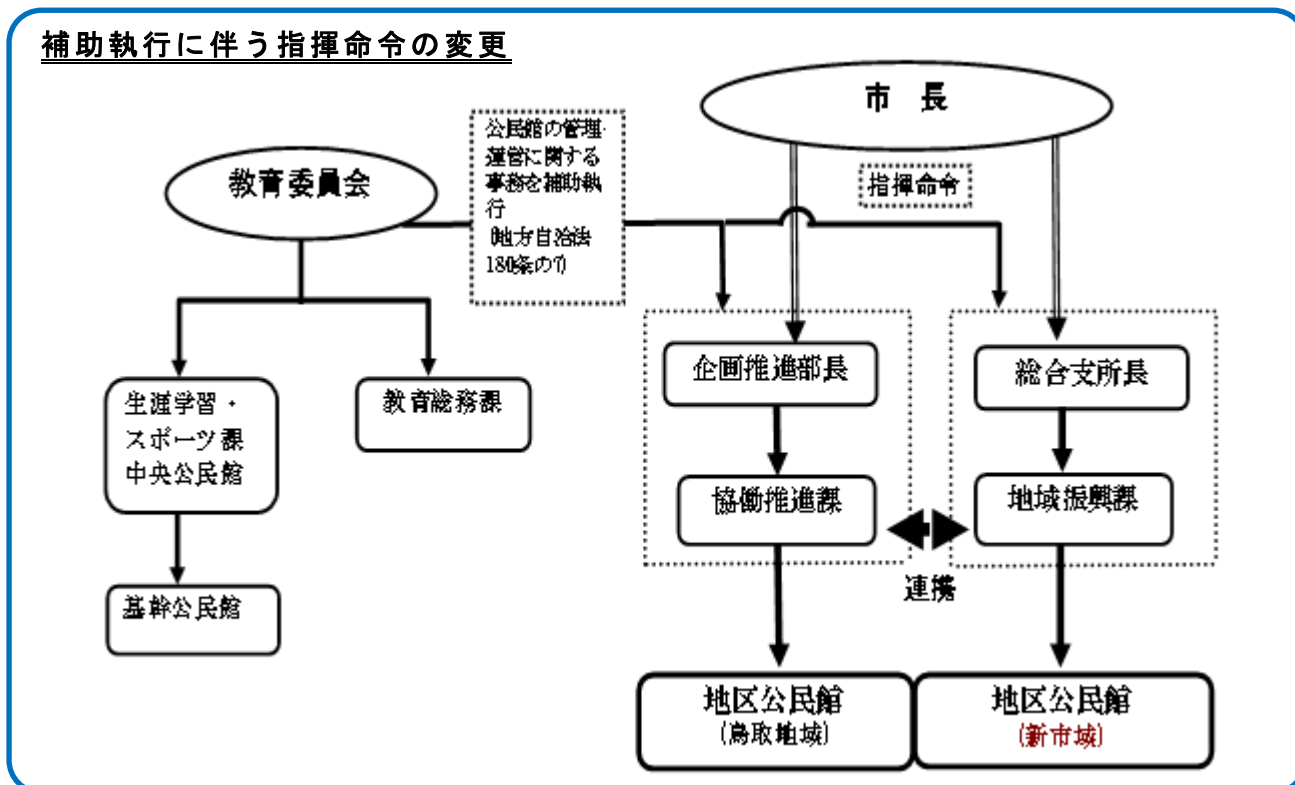


1 基幹公民館の位置付け検討に関する経緯

市町村合併時に新市域にあった“中央公民館”は、地域の生涯学習の推進に影響がないようにとの観点から、暫定的に各地域の『基幹公民館』として位置付けられた。

その後、平成 20 年 4 月に地区公民館に関する業務が市長部局に補助執行され、基幹公民館が担ってきた「地域内の地区公民館を統括する」という役割も大きく変化してきた。

補助執行に伴う指揮命令の変更



※「地区公民館事務の手引き」より

＜これまでの検討経過＞

- | | |
|--------|---|
| H16.11 | 基幹公民館設置 |
| H20.4 | 地区公民館業務を教育委員会から市長部局へ補助執行 |
| H21.1 | 『分室のあり方検討会議』で“基幹公民館は当面存続”と確認 |
| H23.1 | 『分室のあり方検討会議』で“分室は存続、分室と基幹公民館の職員を兼務”と決定 |
| H23.4 | 教育委員会分室と基幹公民館の職員兼務スタート
中央公民館長会議で『改めて基幹公民館のあり方を検討』と確認 |

2 現状の課題

- 地区公民館の管理運営に関する業務が市長部局に補助執行されたことにより、基幹公民館の設置目的が不明確となった。
- 基幹公民館と教育委員会分室が、それぞれの立場で同一の地域（旧町村を単位とした地域）を対象に事業を実施していることにより、地域住民からみるとそれぞれの役割等が不明確となっている。
- 地域住民の文化の向上と福祉の増進の観点で、公共施設をより有効に利活用するニーズが広がる中で、基幹公民館は営利を目的とした事業等に利用することはできない（社会教育法第 23 条）。

など

3 位置付けの見直し

① 条例上の位置付けについて

地域の様々なイベント等でより一層利活用が可能な施設とするため、基幹公民館を、現在の『鳥取市公民館条例』から『鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例』に基づく施設に移管することを基本とする。

※コミュニティ施設：地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的に設置している施設

② 実施事業について

現在、基幹公民館が実施している事業は、全て教育委員会分室の事業とすることを基本とする。

③ 職員配置について

基幹公民館の嘱託職員を分室職員とする。（実質の職員数・体制は変更しない。）

4 今後の予定

H27.10 各地域の地域振興会議で意見交換

H27.11 各教育委員会分室で方針を検討

関係条例の改正準備

H28.2 平成 28 年 2 月議会に関係条例を提案

H28.4 基幹公民館の位置付け変更